

「令和5年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」

令和5年5月22日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

○基本的な考え方

1 総論

各種施設の整備については、市町村及び大里広域市町村圏組合（以下「市町村等」という。）の整備意向や入所希望者数の動向等を踏まえ、埼玉県高齢者支援計画（計画期間：令和3～5年度）に基づき老人福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに整備枠を設定して行う。

2 施設の整備

- ・事前協議を受け付ける特別養護老人ホームについては、埼玉県高齢者支援計画における必要入所定員総数の範囲内で整備を進める。
- ・事前協議を受け付ける介護老人保健施設及び介護医療院については、市町村の意向等を踏まえ、暫定的な整備枠を設定し整備を進めるものとする。
- ・特定施設入居者生活介護対象施設については、埼玉県高齢者支援計画における令和5年度の総定員数を基にするとともに前年度の採択を勘案し整備を進める。
- ・医療療養病床から介護保険施設等への転換分及び介護療養型医療施設から他の介護保険施設等への転換分については、定員の枠を設定せず全て転換を認めるものとする。
- ・介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに医療療養病床又は介護療養型医療施設から転換して許可を受けたもの）から介護医療院への転換分については、定員の枠を設定せず全て転換を認めるものとする。

3 大規模修繕

- ・採択に当たっては、建築後の経過年数や緊急性など、修繕の必要性を考慮する。
- ・事前協議の件数により県補助金を減額する可能性があるため、余裕を持った資金計画とすること。

4 災害対策

- 整備に当たっては、次のことに留意するものとする。
- ・「埼玉県地域防災計画」に沿って、食料その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めること。
 - ・地震による停電等不測の事態に対して入所者の人命確保を図るため、少なくともたんの吸引機や酸素療法用の機器が稼働できるようにするなど、施設の安心、安全を極力進める観点で施設の整備を進めること。
 - ・整備計画の策定に当たっては、水害など災害発生の危険性等を総合的に勘案すること。

5 感染症対策

- 整備に当たっては、次のことに留意するものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症などの感染防止に配慮した設備及び構造とすること。また、ガウン、手袋、ゴーグル等の十分な備蓄に努めること。

6 その他

- ・社会福祉施設等は、感染症や災害が発生した場合であっても最低限のサービス提供を維持していくことが求められるため、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」の作成に努めること。（令和6年4月1日から義務化）
- ・事前協議に当たっては、設立までの流れや審査項目を示している「埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱」及び「設置の手引き」を十分に留意するものとする。
- ・整備に当たっては、介護保険法など関係法令を遵守するとともに平成25年3月27日付け高介第2516-2号「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について（通知）」の内容を満たすこと。

○事前協議

1 特別養護老人ホーム

- ・別表1「圏域別介護保険施設協議予定数」（以下「別表1」という。）に基づき、圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏まえながら整備を進める。
- ・施設の整備は、利用者の需要や市町村の意向など、地域における実情を十分踏まえた上で行う。なお、従来型を整備する場合は、プライバシー確保に十分配慮するものとする。
- ・法人の安定的な経営を確保する観点から、新たに法人を設立して介護保険施設を設置した法人については、その施設の経営状況を判断するため、当該施設の開設から1年以上経過しなければ、次の施設整備に係る事前協議は原則として認めない。また、同一年度に複数の介護保険施設等を整備することは、借入金が増大となり、法人の安定経営が損なわれるおそれがあるため原則として認めない。
- ・ショートステイ床の特別養護老人ホーム床への転換は、原則として、整備後おおむね10年を経過しないと認めない。
- ・改築については、建築後の経過年数や老朽度、増床の有無などにより、その必要性、有益性、緊急性などを考慮する。また、耐震改修を伴うものについては優先的に整備を認める。

2 介護老人保健施設、介護医療院

- ・別表1に基づき、圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏まえながら整備を進める。
- ・施設の整備は、利用者の需要や市町村の意向など、地域における実情を十分踏まえた上で行う。なお、従来型を整備する場合は、プライバシー確保に十分配慮するものとする。

3 特定施設入居者生活介護対象施設

別表2「圏域別特定施設入居者生活介護対象施設の協議予定数」（以下「別表2」という。）に基づき整備する。対象施設は、介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及びケアハウスとする。

(1) 介護付有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

別表2で定めた圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏ま

えながら整備する。

(2) 養護老人ホーム及びケアハウス（新設）

特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合は、別表2で定めた圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏まえながら整備する。

(3) 養護老人ホーム及びケアハウス（既設）

特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合は、別表2で定めた圏域ごとの協議予定数とは別枠で、市町村の意見等を十分に踏まえながら指定を行う。

別表1

圏域別介護保険施設協議予定数(令和5年度)

(単位:人分)

圏域	特別養護老人ホーム			介護老人 保健施設	介護医療院
	広域型	地域密着型	計		
南部	160	0	160	0	0
(川口市)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
南西部	100	58	158	0	40
(和光市)	(0)	(29)	(29)	(0)	(0)
東部	300	0	300	0	40
(越谷市)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
さいたま	0	145	145	0	426
県央	140	0	140	0	40
川越比企	200	0	200	100	40
(川越市)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
西部	300	0	300	100	0
利根	100	0	100	100	40
北部	140	29	169	0	0
秩父	0	0	0	0	0
全県 合計	1,440	232	1,672	300	626

※ () 書きは内数

別表2

圏域別特定施設入居者生活介護対象施設の協議予定数

(単位:人分)

圏域	令和5年度			
	混合型	介護専用型	地域密着型	計
南部	100	0	0	100
(川口市)	(0)	(0)	(0)	(0)
南西部	183	0	0	183
(和光市)	(60)	(0)	(0)	(60)
東部	75	0	0	75
(越谷市)	(0)	(0)	(0)	(0)
さいたま	388	0	58	446
県央	278	0	0	278
川越比企	204	0	0	204
(川越市)	(0)	(0)	(0)	(0)
西部	333	0	0	333
利根	212	0	0	212
北部	100	0	0	100
秩父	51	0	0	51
全県 合計	1,924	0	58	1,982

※ () 書きは内数